

## 日本周産期・新生児医学会 専門医制度規定の改定経緯の説明

会員 各位

専門医制度委員会  
委員長 高橋尚人

平素より専門医制度にお力添えいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、日本の専門医制度は大きな変革の時に来ています。2014年5月7日に設立された一般社団法人日本専門医機構（以下、機構）のサブスペシャリティ領域の研修が、2022年4月からカリキュラム制により始まりました。

日本周産期・新生児医学会（以下、本学会）は機構認定の専門医を目指しておりましたが、機構が、専門医は同じカリキュラムで研修を行う領域でなければならないとしたことから、本学会の周産期専門医は機構には認定されないことが明らかとなりました。

そこで、本学会は2022年7月の定時総会にて「周産期専門医制度規定」の規則部分の改定案を発議し、「周産期専門医」という名称を単に「専門医」とし、新生児領域と母体・胎児領域の2つの領域に分けることを承認していただきました。今後は、周産期専門医（新生児）を新生児専門医、周産期専門医（母体・胎児）を母体・胎児専門医と呼称することになります。

専門医制度規定改定を受けて、専門医制度（共通）部分に『日本周産期・新生児医学会 専門医制度規定』を掲載いたしました。施行細則以下については、周産期専門医の名称部分が変更になることを明確にするために赤字表記としております。

現時点では、専門医制度規則部分の改定に留まっておりますが、今後、施行細則以下の専門医制度規定の改定を進めてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。